

13. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. [6] 中心市街地活性化に関する基本的な方針」及び「3. [1] 高松市中心市街地活性化の目標」に、本市の中心市街地の長を生かした中心市街地の形成を記載しています。
	認定の手續	「9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に、当基本計画は、高松市中心市街地活性化協議会で協議を行っていることを記載しています。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」において、中心市街地の各要件を満たしていることを記載しています。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に、庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会などにおいて一体的な推進を継続的に取り組んでいることを記載しています。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に、高松市総合計画、都市計画マスタープラン及び高松市立地適正化計画など上位・関連計画におけるコンパクトなまちづくりの考え方に基づき、都市計画手法の活用、既存ストックの有効活用により中心市街地に都市機能を集積させることを記載しています。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項」に、高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画などと整合を図った計画であることを記載しています。

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」と4～8の事業に「中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性」を記載しています。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明しています。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に記載した事業に、具体的な実施主体を記載しています。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に記載した事業は、計画期間が終了する令和6年度までに完了若しくは着手するものであり、具体的な実施時期を記載しています。

高松市中心市街地活性化基本計画

来まい・住まい・楽しみまい

ーコンパクト・エコシティ たかまつー

令和元年6月 認定

令和2年11月 変更

令和3年7月 変更

令和4年3月 変更

令和4年8月 変更

令和5年3月 変更

令和5年8月 変更

令和6年3月 変更

編集・発行

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

高松市番町一丁目8番15号 TEL 087-839-2136 FAX 087-839-2452

Email : toshikei@city.takamatsu.lg.jp
